

重 要 事 項 説 明 書
(居 宅 介 護 支 援)

マザーレイク田上居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業重要事項説明書

1 運営方針

- ① マザーレイク田上居宅介護支援事業所は、高齢者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ② ご本人の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご本人の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。また、居宅サービス計画に位置づけた事業者の選定理由も同時に説明するよう配慮します。

2 マザーレイク田上居宅介護支援事業所の概要

事業所名：マザーレイク田上居宅介護支援事業所

所在

地：大津市黒津一丁目6-18 電話：077-536-3901

事業所番号：2570100715

3 職員勤務体制

2025年 7月1日現在

	人数	勤務形態	業務内容
管理者 (介護支援専門員)	1名	常勤兼務	事業所の管理、運営
介護支援専門員	5名 以上	常勤専従及び 非常勤専従	居宅介護支援業務

※管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、法令を遵守させるため、必要な指揮命令を行います。

4 サービス提供時間

営業日：平日（月曜～金曜）の毎日。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）をのぞく。※電話等により24時間連絡可能な体制をとります。

営業時間：9：00～17：00

営業時間外は携帯（090-1484-4014）に連絡をお願いします。

5 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。料金表については、別紙参照して下さい。

(2) 介護保険報酬の引き上げ等の料金

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご本人の負担額を変更します。

(3) 解約料

お客様は7日間以上の予告期間をもって契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

(4) その他の料金

通常の事業実施地域（大津市・草津市）を越えて行う場合、交通費実費をいただきます。また自動車利用の場合、下記の料金をいただきます。

通常の実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき100円を徴収します。

6 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得たご本人及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、あらかじめ文書によりご本人及びその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご本人またはその家族の個人情報を用いません。

7 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当方の居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づく提供サービスについての相談、苦情はこちらまで。

担当：杉山 元美 電話：077-536-3901（9：00～17：00）
それ以外にも、下記の相談窓口があります。

保険者である市町村や滋賀県国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口

滋賀県国民健康保険団体連合会；077-510-6605

大津市介護保険課；077-528-2753

（9：00～17：00）

8 第三者委員の実施状況；無

9 賠償責任

指定居宅介護支援事業の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由によりご本人の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。

10 緊急時の対応

指定居宅介護支援事業の提供時にご本人の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応について

事業者はご本人に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合速やかに市町村、ご本人の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとします。

二 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
（契約の完結から5年間保管）

12 事業者からの契約解除

利用者及びその家族が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、事業者から改めるよう求めた場合に、1か月の期間を定め、改善の申し入れを行っても、その改善がみられなかった場合には、本契約を解除します。

サービス従事者に対する不信行為に該当する具体例

① パワーハラスメント行為（暴力・暴言・誹謗中傷など

② セクシャルハラスメント行為

③ 個人情報漏洩に該当するような行為（無断で従事者の写真や動画の撮影や録音する（写真や動画をインターネットなどに掲載する）

④ その他、ストーカー行為に該当するような迷惑行為等

13 人権の擁護・虐待の防止

事業者は、ご本人の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、居宅介護支援専門員等に対し、研修の機会を確保致します。

14 非常災害対策

事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設との連携および、協力することができる体制を構築するよう努めます。

15 暴力団排除

事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他居宅介護支援専門員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であってはならないこと、またその運営について暴力団員の支配を受けていないことをお約束します。

年 月 日

利用者に対して本書面にに基づき、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地：大津市黒津一丁目6-18

名称：マザーレイク田上居宅介護支援事業所

管理者：杉山 元美 印

説明者：杉山 元美 印

私は本書面により、事業者より居宅介護支援についての重要な事項について説明を受けました。

ご本人

住所：

氏名： 印

私は利用者に代わり、事業者より重要事項についての説明を受け、同意しました。

代理人（選任した場合）

住所

氏名： 印

【 別紙 2 】

令和 5 年 9 月 1 日

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

- ① 前 6 か月間に作成した居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は次の通りです。

訪問介護	55.3%
通所介護	31.8%
地域密着通所介護	26.7%
福祉用具貸与	79.6%

- ② 前 6 か月間に作成した居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合は次の通りです。

訪問介護

・マザーレイク田上訪問介護 33.1% ・アートケアステーション 8.5% ・おかげさん訪問介護 6.9%

通所介護

・デイサービスおかげさん 19.0% ・デイサービスセンター国分 14.7% ・ツクイ大津神領 14.0%

地域密着通所介護

・だんらの家デイサービス大津千町 10.6% ・ポジブルさくら 8.7% ・デイサービスまっただ里 7.8%

福祉用具貸与

・ヤサカ 34.8% ・ヤマシタ 16.9% ・ほっと 15.8%